

自立支援医療(更生医療)申請から給付決定まで

該当部位の身体障害者手帳を持っている方

該当部位の身体障害者手帳持っていない方

別途、身体障害者手帳の交付申請が必要です

自立支援医療(更生医療)の申請に必要な書類(用紙)をお渡しします

- ・自立支援医療費(更生)支給認定申請書
- ・自立支援医療(更生医療)意見書
※様式は「じん臓・肝臓機能障害を除く」と「じん臓機能障害」があります
- ・自立支援医療(更生医療)概算内訳書

医師に意見書及び概算内訳書を書いていただきます

- ・診断書、意見書は京都府から指定を受けた医療機関でないとお対象となりません

自立支援医療費(更生)支給認定申請書をお書きください

申請書類等を障がい福祉課窓口(15番)に提出してください。

- 自立支援医療費(更生)支給認定申請書
- 自立支援医療(更生医療)意見書
※様式は「じん臓・肝臓機能障害を除く」と「じん臓機能障害」があります
- 自立支援医療(更生医療)概算内訳書
- 健康保険証 (同一保険加入者全員分)
※後期高齢者医療被保険者証については、世帯全員分が必要です
- 特定疾病療養受療証(人工透析受療の申請の方のみ)
- 障害年金、遺族年金等を受給されている場合、年金受給額が分かる書類
(支給通知のはがき・1年間の振込額が記帳された通帳等)
- マイナンバーのわかるもの(カード等)

京都府が作成する身体障害者手帳を待ちます
・障害者手帳の作成には、申請から
2箇月ほどかかります

申請された内容について審査を行い、京都府へ支給判定の依頼をします

京都府からの支給判定の結果を受け、受給者証を作成します

亀岡市から受給者の方に受給者証を郵送します

- ・記載内容に間違いがないか確認してください
- ・医療機関、薬局に受給者証を持参ください
- ・受給者証の内容(住所・健康保険証・医療機関など)に変更があった場合は手続きが必要です

書類の提出から、受給者証の受け取りまで、
延べ3箇月ほどかかります

亀岡市健康福祉部障がい福祉課

(0771)25-5031(直通) / FAX(0771)25-5511